

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	比嘉 清仁
登録番号又は法人番号	1 2 4 7 2 6 0 9
所属する単位会	沖縄県行政書士会
事務所名称	ひがせいじん行政書士事務所
事務所所在地	沖縄県名護市大南1丁目4番11号
処分年月日	令和4年4月18日
処分内容（種類）	廃業勧告処分（廃業するまでの権利停止を含む）
上記処分をした理由、上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（1）これまでの再三の指導にもかかわらず、職務上請求書の記載要領に違反した記載がされた職務上請求書が62枚存在した。当該職務上請求書の作成は、「沖縄県行政書士会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第4条第5項第一号、第四号及び第五号に該当する。</p> <p>（2）被処分者の領収書を調査したところ、司法書士法で制限されている不動産等登記申請書類の作成と申請（非司行為）、並びに弁護士法で制限されているトラブルの示談等の代理交渉及び遺産分割調停申立書の作成と申請等（非弁行為）があり、これらの行為は、行政書士法第1条の2第2項に違反する。</p> <p>（3）被調査者を調査する過程において、事件簿を作成していないとの発言があり、加えて、事件簿の提出にも応じなかったことから、調査時点で、法律上の作成義務がある事件簿を作成していない（不作為）と考えられる。この不作為は、行政書士法第9条第2項に違反する。</p> <p>（4）調査過程において、被処分者は、調査者に罵声を浴びせ、調査者を大声で恫喝し、誹謗中傷し、調査者による事実調査を妨げ、かつ事務局の業務も妨害した。被処分者によるこれらの行為は、「行政書士の信用又は品位を害」し、行政書士倫理第1条に違反するのみならず、誹謗中傷等を禁じた行政書士倫理第26条第1項にも違反する。</p>